

【登記所送付地図（地籍フォーマット 2000 形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

用地測量の成果を国土調査法第 19 条第 5 項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする用地測量の成果は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図（用地実測図）であり、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地籍フォーマット 2000 形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

1. 管轄登記所との事前調整

地籍フォーマット 2000 各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

2. 各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地籍フォーマット 2000 の各情報ファイルのデータ項目の内、「別表」入力必須項目について情報の入力を行う。なお各情報ファイルの入力は「地籍フォーマット 2000 の手引き」、「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成 14 年 3 月 14 日国土第 595 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）最終改正：平成 24 年 3 月 21 日国土籍第 553 号」等を準用して行う。

3. 入力点検

地籍フォーマット 2000 の様式に基づき正しく記録されているか検証を行う。
※各測量計算ソフト内蔵の検証機能による検証又は「地籍フォーマット 2000 フォーマットチェッカー」を活用した検証。

「地籍フォーマット 2000 フォーマットチェッカー」ダウンロードページ

http://www.tiseki.or.jp/download/info_02.html

社団法人 日本国土調査測量協会ダウンロードページ

■各情報ファイルのデータ項目と対応関係

